

3 優先順位表

基本点数と調整指数の合計点が複数の申込児童で同一となった場合の優先順位を定める。ただし、基本点数と調整指数の合算値は下限を0点とする。

1	基本点数の高い世帯（父母の合計基本点数）
2	ひとり親家庭
3	生活保護受給世帯
4	入園希望月に、希望する保育園に兄弟姉妹が在園している場合
5	養育している児童（18歳未満）の人数の多い世帯 （申し込み締め切り日時点で出生している児童が対象）
6	同居の祖父母が保育にあたることができない世帯、または同居の祖父母がいない世帯
7	入園申込要件 1. 災害 2. 就労（居宅外） 3. 就労（居宅内） 4. 内職 5. 出産 6. 疾病・障がい 7. 介護・看護 8. 就学 9. 求職
8	兄弟姉妹で同時に入園申込をしている場合。入園申込をしている兄弟姉妹の人数が多い順（多胎児が含まれる場合、人数に+1として計算する）。
9	身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている世帯
10	保護者のどちらかが単身赴任中である
11	保護者が保育士として特定教育・保育施設、地域型保育事業所で勤務している。（ただし、松阪市内で勤務している者を優先とする）
12	入園申込書類上の入園希望児童の保育状況 （市内保育園・幼稚園・認定こども園＞市外保育園・幼稚園・認定こども園＞認可外保育施設等＞親戚等）
13	入園希望児童を保育できる同居家族の有無（無職の祖父母・叔父叔母の存在）
14	保護者の就労時間の合計が高い順
15	保護者の所得割額の合計が低い順